

## 「さが緑の基金」による国際緑化支援要領

平成 11 年 1 月 25 日制定

平成 13 年 7 月 2 日改正

平成 14 年 10 月 1 日改正

平成 16 年 8 月 23 日改正

平成 21 年 11 月 1 日改正

平成 24 年 4 月 1 日改正

### I 基本方針

「緑の募金法」に基づき、公益社団法人国土緑化推進機構（以下「国土緑推」という。）と公益財団法人さが緑の基金（以下「緑の基金」という。）が行なう、「国際緑化」のための森林づくり、緑づくり募金事業は、国の方針等を踏まえながら、地球規模で効果的かつ公平に取り組まれる必要がある。

このため、国際NGO（非政府組織）等、営利を目的としない民間団体が行う国際緑化ボランティア事業に対しては、原則として

- (1) 国土緑推に申請の窓口を一元化し、助成を行なう。
- (2) 緑の基金は、国土緑推に対し、募金の一部を交付金として提供することにより、国際緑化ボランティア事業を財源的に支援する。

との方針に基づき、「国際緑化」に対する支援を行なうほか、さが緑の基金は、(1)による助成を補完するため、IIに定める要件を満たす国際緑化ボランティア事業に対し、独自に助成を行うものとする。

### II 緑の基金が独自に行う助成の要件等

#### 1. 助成の対象となる団体

- (1) 県内に活動拠点（事務局を有する）を持つ、県レベルの国際交流団体が、自ら、緑の募金支援団体として募金に貢献し、併せて次の事業を行う場合

- ① 海外において、単年度または継続的に行なう緑化事業（造林、植樹、苗木配布等）
- ② 海外との交流活動（姉妹都市交流等）の一環として、県内または海外において、単年度または継続的に行なう緑化事業
- ③ 海外において開催される緑化関連会議、セミナー等への参加または海外技術指導等

- (2) 県内の青少年が、海外において前項①～③にかかる緑化事業（単年度限り）を行なう場合

- (3) 県レベルの国際交流団体が、国際交流を目的に、緑化ボランティアとして、県内で緑化事業（単年度限り）を行なう場合

## 2. 助成金

助成金は、予算の範囲内で必要な額とする。

## 3. 申請の手続き

1の助成対象者となる団体は、緑の基金から助成を受けようとするときは、別紙申請書に緑化事業等計画書を添付し、緑の基金事務局あて申請を行なうものとする。

事業の実施は3月31日を期限とし、終了後は速やかに実績報告書を提出すること。